

【新設】（所得に対する法人税又は法人税に相当する税の範囲）

18-1-64 令第155条の34第1項第1号（対象租税の範囲）に掲げる「所得に対する法人税又は法人税に相当する税」には、例えば、各事業年度の所得に対する法人税、地方法人税（各事業年度の所得に対する法人税に係る部分に限る。）、道府県民税及び市町村民税（都民税を含む。）の法人税割並びに事業税の所得割並びに外国におけるこれらに相当する税（次に掲げるものを含む。）が含まれることに留意する。

(1) 構成会社等又は共同支配会社等が組合員となっている任意組合等において営まれる事業から生ずる利益の額又は損失の額で、現実に利益の分配を受け又は損失を負担していないものに係る所得を課税標準として課されるもの及び外国におけるこれらに相当するもの

(註) 任意組合等とは、民法第667条第1項（組合契約）に規定する組合契約、投資事業有限責任組合契約に関する法律第3条第1項（投資事業有限責任組合契約）に規定する投資事業有限責任組合契約及び有限責任事業組合契約に関する法律第3条第1項（有限責任事業組合契約）に規定する有限責任事業組合契約により成立する組合をいう。

(2) 令第155条の35第3項第4号（調整後対象租税額の計算）に規定する外国子会社合算税制等の適用により課されるもの

【解説】

- 1 令和5年度の税制改正により、特定多国籍企業グループ等に属する内国法人に対しては、各対象会計年度の国際最低課税額について、各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税を課することとされた（法6の2）。
- 2 本制度は、子会社等の所在地国における国別実効税率が基準税率（15%）を下回る場合に、親会社等の所在地国でその親会社等に対して、その税負担が基準税率（15%）に至るまで上乘せ（トップアップ）課税を行う仕組みである。また、この国別実効税率とは、所在地国を同一とする全ての構成会社等のその対象会計年度に係る調整後対象租税額の合計額（国別調整後対象租税額）が、その全ての構成会社等のその対象会計年度に係る個別計算所得金額の合計額からその全ての構成会社等のその対象会計年度に係る個別計算損失金額の合計額を控除した残額（国別グループ純所得の金額）のうち占める割合をいうこととされている（法82の2②一イ(3)）。
- 3 この調整後対象租税額は、対象租税の額に多くの調整を加えることで算出される。そして、対象租税とは次に掲げる税をいうこととされている（令155の34①、規38の27②）。
 - (1) 国又は地域の法令における構成会社等又は共同支配会社等の所得に対する法人税又は法人税に相当する税（(2)に掲げる税を除く。）
 - (2) 適格分配時課税制度により課される税

- (3) (1)に掲げる税と同一の税目に属する税で、構成会社等又は共同支配会社等の特定の所得につき、徴税上の便宜のため、所得に代えて収入金額その他これに準ずるものを課税標準として課されるもの
 - (4) 構成会社等又は共同支配会社等の特定の所得につき、所得を課税標準とする税に代え、その構成会社等又は共同支配会社等の収入金額その他これに準ずるものを課税標準として課される税
 - (5) 構成会社等又は共同支配会社等の利益剰余金その他の純資産に対して課される税（構成会社等又は共同支配会社等の所得と利益剰余金その他の純資産とに対して課される税を含む。）
- 4 本通達では、上記 3 (1)の「所得に対する法人税又は法人税に相当する税」には、各事業年度の所得の金額を課税標準として課される各事業年度の所得に対する法人税、法人税の付加税である地方法人税（各事業年度の所得に対する法人税に係る部分に限る。）、法人税額を課税標準として課される道府県民税及び市町村民税（都民税を含む。）の法人税割（地方税法 23①三、292①三）並びに各事業年度の所得を課税標準として課される事業税の所得割（地方税法 72 の 12 三）並びに外国におけるこれらに相当する税が含まれることを例示により留意的に明らかにしている。また、これに併せて、構成会社等又は共同支配会社等が組合員となっている任意組合等において営まれる事業から生ずる利益の額又は損失の額で、現実に利益の分配を受け又は損失を負担していないものに係る所得を課税標準として課されるものや、外国子会社合算税制等の適用により課されるものは、我が国においては当然に各事業年度の所得に対する法人税に含まれるところ、本通達では、このことを念のため明らかにしている。
- 5 なお、上記 3 (1)に掲げる税に該当するものとして、本通達における例示以外にも、例えば、特別法人事業税（基準法人所得割額に係る部分に限る。）（特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律 6）や外国に見られる銀行業、石油ガスの探査・生産など特定の活動から生ずる純所得に課される税がある。
- 6 おって、例えば、一定の電気供給業、ガス供給業又は保険業を行う法人の各事業年度の収入金額を課税標準として課される事業税の収入割（地方税法 72 の 12 四）や特別法人事業税（基準法人収入割額に係る部分に限る。）（特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律 6）は上記 3 (4)に掲げる税に該当し、また、法人の各事業年度の資本金等の額を課税標準として課される事業税の資本割（地方税法 72 の 12 二）は上記 3 (5)に掲げる税に該当し、いずれも対象租税の範囲に含まれることとなる。